

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公表番号】特表2010-527271(P2010-527271A)

【公表日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-032

【出願番号】特願2010-508573(P2010-508573)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/38 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/38

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月18日(2011.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

大腿顆と対応する脛骨プラトーとの間の膝関節に移植される人工単顆膝関節であって、当該人工関節が：

対向する大腿骨面と脛骨面とを有する概ね橢円形の本体であって、前端部と後端部とを有する本体と；

概ね前後配置を有する前記脛骨面に設けられ、前端部と後端部とを有するキールであって、当該キールの後端部が、キール後端部の近位後方部分と比べて、前記本体後端部に向かってさらに延在する遠位後方部分を含むキールとを具えることを特徴とする人工関節。

【請求項2】

請求項1に記載の人工関節において、前記キール後端部の遠位後方部分が丸いことを特徴とする人工関節。

【請求項3】

請求項1に記載の人工関節において、前記キール後端部が前記キール後端部で約90度の角度を形成するよう階段状であることを特徴とする人工関節。

【請求項4】

請求項1に記載の人工関節において、キールの遠位端部がキールの近位端部より長いことを特徴とする人工関節。

【請求項5】

請求項1に記載の人工関節において、前記キール前端部は、キール前端部の遠位前方部分と比べて、前記本体前端部に向かってさらに延在している近位前方部分を含むことを特徴とする人工関節。

【請求項6】

請求項5に記載の人工関節において、前記キール前端部の遠位前方部分が丸いことを特徴とする人工関節。

【請求項7】

請求項5に記載の人工関節において、前記キール前端部の遠位前方部分が面取りされていることを特徴とする人工関節。

【請求項8】

請求項1に記載の人工関節において、前記キール前端部は、キール前端部の近位前方部

分と比べて、前記本体前端部に向かってさらに延在している遠位前方部分を含むことを特徴とする人工関節。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の人工関節において、前記キール前端部が前記キール前端部で約 90 度の角度を形成するよう階段状であることを特徴とする人工関節。

【請求項 10】

請求項 1 に記載の人工関節において、前記キール後端部が前記キール後端部で鈍角を形成するカギ状であることを特徴とする人工関節。

【請求項 11】

請求項 1 に記載の人工関節において、前記キール前端部は、前記キール後端部と比べて、遠位に長く延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 12】

請求項 1 に記載の人工関節において、前記キール後端部は、前記キール前端部と比べて、遠位に長く延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 13】

請求項 1 に記載の人工関節において、キールの近位端部がキールの遠位端部より幅広くなるよう前記キールは、テーパしていることを特徴とする人工関節。

【請求項 14】

請求項 1 に記載の人工関節がさらに、前記脛骨面と前記大腿面の少なくとも一面に設けられる表面形成コンポーネントをえることを特徴とする人工関節。

【請求項 15】

請求項 1 に記載の人工関節がさらに、概ね内外配向 (medial-lateral orientation) を有するクロスキールをえることを特徴とする人工関節。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の人工関節において、前記キールは、前記クロスキールと比べて、遠位に長く延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 17】

請求項 15 に記載の人工関節において、前記クロスキールが前記キールと概ね同じ遠位深さに延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 18】

請求項 15 に記載の人工関節において、前記クロスキールの遠位部分は、クロスキールの近位部分と比べて、前記本体後端部に向かってより遠くに延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 19】

請求項 15 に記載の人工関節において、前記クロスキールが前記脛骨面から遠位に、概ね直交して延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 20】

請求項 15 に記載の人工関節において、前記クロスキールが前記キール前端部に沿って遠位に延在していることを特徴とする人工関節。

【請求項 21】

請求項 1 に記載の人工関節であって、前記キールがさらに、そこから突出して概ね内外配向を有する少なくとも一の突起部材をえ、前記突起部材は、当該突起部材の近位部分と比べて、前記本体前端部に向かってより遠くに延在している遠位部分を有することを特徴とする人工関節。

【請求項 22】

請求項 21 に記載の人工関節において、前記少なくとも一の突起部材は、キールに近い端部が前記キールから取り外された端部と比べて広くなるようテーパしていることを特徴とする人工関節。

【請求項 23】

請求項 1 に記載の人工関節がさらに、前記本体後端部から遠位に延在しているタブを具

えることを特徴とする人工関節。

【請求項 24】

請求項1に記載の人工関節において、前記キールが概ね内外方向に拡張可能な部分を含むことを特徴とする人工関節。

【請求項 25】

請求項24に記載の人工関節において、前記拡張可能な部分が前記キール前端部に隣接して設けられていることを特徴とする人工関節。

【請求項 26】

請求項1に記載の人工関節において、前記本体が留め具を受けるよう配置されていることを特徴とする人工関節。

【請求項 27】

請求項1に記載の人工関節において、前記キールが変形可能な材料から構成されていることを特徴とする人工関節。

【請求項 28】

請求項1に記載の人工関節において、前記人工関節がこれに付随する生物学的または薬学的活性材を含むことを特徴とする人工関節。

【請求項 29】

請求項28に記載の人工関節において、前記生物学的または薬学的活性材が前記キールに付随する血管拡張剤であることを特徴とする人工関節。

【請求項 30】

請求項28に記載の人工関節において、前記生物学的または薬学的活性剤が前記キールに付随する神経標的剤であることを特徴とする人工関節。

【請求項 31】

請求項1に記載の人工関節がさらに、前記本体から前記キールへの内部導管を具えることを特徴とする人工関節。

【請求項 32】

大腿顆と対応する脛骨プラトー間の膝関節に移植する人工単顆膝関節であって、当該人工関節が：

対向する大腿骨面と脛骨面とを有する概ね橢円形の本体であって、前端部と後端部とを有する本体と；

概ね前後配置を有する前記脛骨面に設けられ、前端部と後端部とを有するキールであって、当該キール後端部が、キール後端部の近位後方部分と比べて、前記本体後端部に向かってより遠くに延在する遠位後方部分を含み、前記キール前端部が、キール前端部の遠位前方部分と比べて、前記本体前端部に向かってより遠くに延在する近位前方部分を含むことを特徴とする人工関節。